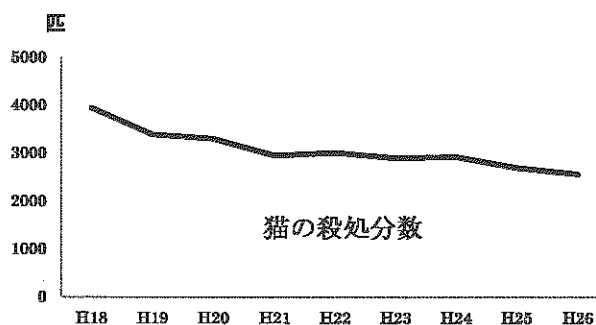


和歌山県の動物（猫）の愛護及び管理に関する基本的な考え方

県では、「人と動物が共生する潤いのある社会」の実現を目指し、和歌山県動物愛護管理推進計画（平成20年3月策定）に基づき、「わうくらす」事業を始めとする動物の愛護と適正な飼養に関する施策に取り組んできました。

しかし、計画策定後も、依然として猫に関する苦情等は横ばい状態にあります。これは、不適正な飼養に加え野良猫への無秩序な餌やり等により、生活環境に支障をきたす問題が起こるなど、地域のコミュニティが損なわれる事態も起こっています。

また、猫の殺処分数は、この10年間であまり減少せず、人口10万人当たりでは、4年連続で全国ワースト4位という状況です。（平成25年度 総数2,521匹 257.5匹/10万人）
現行の関連法令において、不適正な飼養を行っている飼い主や野良猫への無秩序な餌やり行為者に対する具体的な規範や罰則等の実効性のある規定がなく、十分に事態を改善できない状況です。



県では、動物好きの人もそうでない人も相互に全ての人が理解し合える地域コミュニティを形成し、地域の生活環境を保全する観点から、動物を通じて他人に迷惑をかけている行為に対して、より具体的な規制を行うため、和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正することとしています。

飼い猫の飼養については、屋外で行動させることは、周辺地域の生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題を生じさせたり、猫にとっても、ケガや病気など危険を伴うものであり、動物愛護の観点からも、屋内飼養を基本とする適正飼養の推進が、猫に対する最も重要な施策であると考えます。

また、所有明示については、屋内飼養と不妊去勢手術の実施とともに野良猫化の防止に有効な措置と考えます。普段屋内で飼養していてもあやまって外に出してしまった場合や災害時など、猫が飼い主とはぐれても、飼い主に関する情報（所有明示）によって、收容された保健所等から、飼い主への連絡が可能となり、動物愛護の観点からも必要と考えます。

※1 保健所が受けた飼い猫の失踪の問い合わせ（H26年度 347件）

※2 保健所が引き取って返還した猫の数（H26年度 8匹）

一方、野良猫については、飼い猫になることなく、保健所に引き取られ又は收容されたり、交通事故等で死んでしまうケースが少なくありません。そのため、新たな不幸な猫を生み出さず、また今いる野良猫が地域住民に排除されることなく、人と猫が共生していくための地域猫対策を推進し

ていくことが重要な施策と考えます。

地域猫対策の推進には、地域住民にその効果を十分に理解していただくとともに、地域での取組への理解を得ることが最も重要になります。

また、野良猫への無秩序な餌やり行為を規制することも必要であると考えます。

※1 飼い主不明猫の引取り数及び負傷猫の収容頭数（H26年度 2,474 匹）

※2 路上死していた猫の引取り数（H26年度約 4,800 匹）

さらに、やむなく引き取った犬や猫については、動物愛護の観点から、関係団体等との協働による譲渡事業を展開するなど、人と動物が共生する社会の仕組みの基礎を築き、市町村、ボランティア、関係団体、地域住民との連携・協働を進めていくことにより、犬猫の殺処分ゼロを目指します。

※ 猫の譲渡数（H26年度 49 匹）